

業 務 分 掌 規 程

平成 13 年 5 月 17 日 制定
平成 27 年 10 月 13 日 改定
平成 28 年 8 月 22 日 改定
平成 30 年 6 月 27 日 改定

一般社団法人大阪府中小企業診断協会

(目的)

第 1 条 本協会は一般社団法人大阪府中小企業診断協会の健全な発展と業務の適切な運営を図るため、以下の規定を定める。この規定に定めのないもので、事務処理上必要な事項については理事長がこれを定める。

(委員会)

第 2 条 次の各委員会を設け、次の業務を分掌する。

- ①総務委員会 ②広報委員会 ③受託事業委員会 ④会員サポート委員会
- ⑤研修委員会

(事務局)

第 3 条 協会の日常業務を円滑に推進するために事務局を設ける。

(各委員会の分掌)

第 4 条 各委員会の業務分掌範囲は以下のとおりとする。

- 1) 総務委員会の業務分掌は、以下のとおりとする。
 - ① 諸会議の進行に関する事
 - ② 事業計画および決算・予算に関する事
 - ③ 諸規程の立案、維持管理に関する事
 - ④ 協会の渉外事項に関する事
 - ⑤ 事務局の管理に関する事
 - ⑥ 事務機器等による業務効率化に関する事
 - ⑦ 組織率向上に関する事
 - ⑧ 慶弔に関する事
 - ⑨ 青年部の活動に関する事

- ⑩ 診断士の日に関する事
- ⑪ その他、他の委員会に属さない事項に関する事

2) 広報委員会の業務分掌は、以下のとおりとする。

- ① 会報の発行に関する事
- ② ホームページ、展示・宣伝等広報活動に関する事
- ③ 協会が発行・管理する媒体への広告掲載に関する事
- ④ その他当協会の活動を外部に発信し周知を図る事

3) 受託事業委員会の業務分掌範囲は、以下のとおりとする。

- ① 中小企業診断士試験などの実施に関する事
- ② 中小企業診断士実務補習、中小企業診断士研修事業（理論政策更新研修）の実施に関する事
- ③ 中小企業診断士実務従事の実施に関する事
- ④ 受託事業に関する事

4) 会員サポート委員会の業務分掌範囲は、以下のとおりとする。

- ① 登録研究会の運営に関する事
- ② 診断士交流会の運営に関する事
- ③ 会員相互の親睦（新年互礼会、新歓フェスタ等）に関する事
- ④ 新規事業の企画開発に関する事

5) 研修委員会の業務分掌範囲は、以下のとおりとする。

- ① 研修事業に関する事
- ② 講演会に関する事

（事務局の分掌）

第5条 事務局の分掌範囲は以下のとおりとする。

- ① 各委員会の業務分掌に基づく事務局業務推進に関する事
- ② 会員および会費の事務管理に関する事
- ③ 経理業務に関する事
- ④ 理事長をはじめ役員等の補完的業務に関する事
- ⑤ 理事長もしくは理事会が都度必要と認めたことその他、協会運営のための業務一切に関する事

(規程の変更)

第6条 本規定を追加および削除等変更する場合は、理事会の承認をもって行うものとする。